

# 群馬県立文書館文書調査員設置要領

〔 制 定 昭和 5 7 年 4 月 1 日  
最終改正 平成 2 0 年 4 月 1 日 〕

(設置)

第 1 条 群馬県立文書館（以下「文書館」という。）の円滑な運営を図るため、文書館に文書調査員（以下「調査員」という。）を置く。

(調査員分担区域と定数)

第 2 条 調査員は、別記調査員分担表の区域別に定めるものとし、調査員の定数は 2 3 人以内とする。なお、当該定数の範囲以内で広域的に調査する調査員を置くことができるものとする。

(委嘱)

第 3 条 調査員は非常勤とし、文書に関する調査、情報収集及び保存指導等の能力を有する者から会計年度ごとに文書館長（以下「館長」という。）が委嘱する。

(任期)

第 4 条 調査員の任期は 1 年とする。ただし、補欠の調査員の任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第 5 条 調査員は、館長が定める事業計画に従い文書の調査、情報収集及び保存指導等に関する業務を行うものとする。

(報酬等)

第 6 条 調査員には、予算の範囲内において報償費及び費用弁償を支給する。

(秘密を守る義務)

第 7 条 調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。調査員を退いた後も同様とする。

(身分証明書等)

第 8 条 調査員に、別記様式による群馬県立文書館文書調査員証を交付する。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

## 別 記

## 調 査 員 分 担 表

調査員区分	分 担	
地区別調査員	区 域	該 当 郡 市
	中 部 西 部 北 部 東 部 多 野 甘 楽 吾 妻 利 根 佐 波 邑 楽	前橋、勢多 高崎、安中 渋川、北群馬 太田、桐生、みどり 藤岡、多野 富岡、甘楽 吾妻 沼田、利根 伊勢崎、佐波 館林、邑楽
広域調査員	全 県	

別記様式（規格縦5.4センチメートル 横8.5センチメートル）（第8条関係）

（表面）

第 号	平成	年度
<b>群馬県立文書館文書調査員証</b>		
住所		
氏名		
	昭和	年 月 日生
	平成	年 月 日
<b>群馬県立文書館長</b>		

（裏面）

- 1 本証は、常時携帯すること。
- 2 本証は、他人に貸与してはならない。
- 3 本証の記載事項に異動が生じたり、き損又は  
亡失したときは、直ちに届け出ること。
- 4 退職等により不要となったときは、直ちに  
返納すること。

- 1 本書は決定した文書調査員名簿と契印する。
- 2 地色は白色とする。